|  |
| --- |
| ２０２４年１２月１８日　本会議請願第６－４と第６－１５号に訪問介護報酬引き下げの撤回等をもとめ意見書提出の請願に賛成討論をいたします。　　　　　　　　　　　　山田　厚 |

|  |
| --- |
| 訪問介護の引き下げ撤回の請願ですが、まず社民党系の３月議会（全国の社民党自治体議員に要請しました）の請願とその後共産党紹介の２つの請願がだされました。１２月議会で自民党議員の賛成で、二つの請願が採択されました。残念ながら立憲民主党系と公明党は棄権でした。これは、今後、議会の意見として、自治体甲府市にも改善を求めるものです。 |

「4月以降、あちこちで事業所閉鎖の話ばかり」「このままでは在宅の要介護高齢者は放置され、無残なことになる」との報道がつづきました。

介護報酬改定で、この２０２４年度の４月から訪問介護の基本報酬が２％以上引き下げられました。政府審議会の「訪問介護は大幅な黒字だから、引き下げる」「基本報酬は減額したが、職員の処遇改善の加算率を高くした」との根拠は実態と異なり間違っています。

地域に密着した訪問介護事業所は規模が小さいほど利益率が低くなっています。その「加算も申請書類が多過ぎ、事務職員がいない中小の事業所は、次々に出される厚労省の通知を追う余裕もない」と訴えられています。

事態は明らかに介護を訪問介護をつぶしています。

民間調査によると、　２０２４年度上半期（4-9月）の「介護事業所の倒産は９５件・・・上半期では過去最多を記録した。特に、訪問介護が４６件となり過去最多に急伸したとされています。

そもそも介護職員の待遇も改善されていません。政府統計でも全産業平均より月収が約６万円～７万円も低い実態です。

介護職員の離職も多くなり、いくら求人をもとめても激しい不足が続いています。介護職員の求人倍率４倍、ヘルパーの求人倍率は１４倍を超えています。

物価高騰期に基本報酬を引き下げれば、職員の待遇はもちろん、事業の管理に回せる収入は減少し、休廃止する小規模事業所が増加することは当然です。

そうなれば一番困るのは利用者であり、介護を受けられなければ健康状態も悪化します。

「これからは在宅、在宅医療・在宅介護だ」としてきたのは国ではありませんか！　介護と訪問介護をつぶす政策、介護を必要とする国民を無残に自宅に放置する政策は、ただちに是正されなければなりません。

介護保険料負担は２０００年度を当初より２倍以上になっても国の負担金割合は少なく、ここの改善から、基本報酬の改善が急務です。

よって、この2つの請願に賛成いたします。

**訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める請願**

**請願趣旨**

社会保障審議会で、２０２４年度からの介護保険の改正等による訪問介護報酬の改正で、「地域包括ケアシステム」の要ともいえる訪問介護事業の基本報酬の、身体介護、生活援助、通院乗降介助ともすべてが引き下げられる内容が出されました。その審議会での「引き下げの根拠」は『介護事業経営実態調査結果』（２０２３年度）で訪問介護は７．７％の大幅な黒字だからということです。

しかし、全国の実態は明らかに異なります。人件費比率が７２％の訪問介護で月収も基本報酬も引き下げれば、ホームヘルパーの人手不足に拍車をかけ、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖、倒産が相次ぐことになります。東京商工リサーチの調査によると、２０２３年の「老人福祉・介護事業」の倒産は、すでに過去２番目の１２２件。うち「訪問介護事業者」の倒産は、従事員の高齢化や人件費の高騰、物価の高騰などにより、過去最多を大幅に上回る６７件に達しています（１月１７日現在）。また、倒産に至らないものの、市場からの退出となる休廃業・解散は小規模事業者を中心に５１０件に上っています。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持できないことになります。

在宅介護の命綱である、地域に根ざした単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち「介護難民」になります。「家族介護」に頼らざるを得ず「介護離職」は激増します。「可能な限り最期まで住み慣れた地域で」を謳った国が進める地域包括ケアシステムは、ますます有名無実になってしまいます。

よって、地方自治法第９９条の規定により意見書の提出を請願します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**請願項目**

１．訪問介護基本報酬の引き下げを撤回すること

**提出先**

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣